

< 参 考 資 料 >

I. 土 壤 污 染 对 策 法 関 係

土 壌 汚 染 対 策 法 の 概 要

- 目的（法第1条）：土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。
- 対象物質（特定有害物質）（法第2条）：
 - ① 汚染された土壌の直接摂取による健康影響
 - －表層土壌中に高濃度の状態で長期間蓄積し得ると考えられる重金属等
 - ② 地下水等の汚染を経由して生ずる健康影響
 - －地下水等の摂取の観点から設定されている土壌環境基準の溶出基準項目
- 仕組み：

土壌汚染状況調査

- ・ 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（法第3条）
- ・ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県等が認めるとき（法第4条）
 - ↓ 土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）

調査・報告 ※指定調査機関（環境大臣が指定）が調査

↓
土壌の汚染状態が指定基準に適合する → [非指定区域]

↓ しない

指定及び公示 (台帳に記載)

指定区域

↓
都道府県等が指定・公示する（法第5条）とともに、
指定区域台帳に記載して公衆に閲覧（法第6条）

指定区域の管理

【汚染の除去等の措置】

- ・ 指定区域の土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、都道府県等が汚染原因者（汚染原因者が不明等の場合は土地所有者等）に対し、汚染の除去等の措置の実施を命令（法第7条）

＜直接摂取によるリスク＞

- 立入禁止、○舗装、○盛土、
- 土壌入換え、○土壌汚染の除去（浄化）

＜地下水等の摂取によるリスク＞

- 地下水の水質の測定、○不溶化、
- 封じ込め（原位置、遮水工、遮断工）
- 土壌汚染の除去（浄化）

- ・ 土地の所有者等が汚染の除去等の措置を講じた場合、汚染原因者に対して措置に要した費用を請求することができる（法第8条）

【土地の形質の変更の制限】（法第9条）

- ・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、都道府県等に計画を届出
- ・ 適切でない場合は、都道府県等が計画の変更を命令

土壌汚染の除去が行われた場合には、指定区域の指定を解除・公示（法第5条）

※ 土壌汚染対策の円滑な推進を図るため、汚染の除去等の措置の費用を助成し、助言、普及啓発等を行う指定支援法人を指定し、基金を設置（法第20～22条）。

◆ 土壌汚染状況調査

(1) 調査の対象となる土地

土壌汚染の状況を把握するための調査の対象となる土地は、次のとおりです。

- ① 使用が廃止された、有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地（法第3条）
- ② 土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県等が認める土地（法第4条）

(2) 調査の対象となる物質と行うべき調査

土壌汚染状況調査の対象となる物質は、上記①の土地の調査の場合は、その施設において使用等していた物質、②の土地の調査の場合は、都道府県等が人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして特定した物質です。

物質ごとに行うべき調査には「土壌含有量調査」「土壌溶出量調査」「土壌ガス調査」があり、物質の分類（表2参照）によって必要な調査が定められています。

表2 物質ごとに行うべき調査

特定有害物質（法第2条）	土壌含有量調査	土壌溶出量調査	土壌ガス調査
揮発性有機化合物 （第1種特定有害物質）		○ （土壌ガス調査で特定有害物質が検出された場合）	○
重金属等 （第2種特定有害物質）	○	○	
農薬等 （第3種特定有害物質）		○	

(3) 具体的な調査方法

土壌含有量調査、土壌溶出量調査、土壌ガス調査のいずれも、100 m²に1地点の割合で調査地点を均等に選定することが基本です。

法第3条の調査の場合、具体的な調査の対象となる土地の範囲は、原則として「工場又は事業場の敷地であった全ての区域」ですが、以下のような区画では、調査時の試料採取にあたり、採取地点の密度を粗くしたり、採取を行わなくてもよい場合があります。

- ① 就業中の従業員が出入りする又は利用する事務所、通路、駐車場（事業用）、中庭等の空き地など、汚染が存在するおそれが少ないと認められる区域

↓
900 m² に1地点

- ② グラウンド、従業員用居住施設、山林など、汚染が存在するおそれがないと認められる区域

↓
不 要

また、法第4条に基づく調査の場合は、都道府県等が調査すべき土地の範囲を指定して命令することとなります。

(4) 指定区域台帳に記載する調査結果

土壌汚染状況調査の結果は、その結果に基づいて都道府県等により指定された「指定区域」（法第5条）の範囲および土壌汚染の状況等が「指定区域台帳」に記載され、閲覧に供されます。

台帳に記載される具体的な事項は、次のようなものです。

- 指定年月日
- 所在地
- 概況
- 土壌の汚染状態
- 調査を行った指定調査機関名
- 汚染の除去等の措置及び土地の形質の変更の実施状況

<別 紙>

- 各試料採取地点の調査対象となつた特定有害物質の含有量及び溶出量
- 試料採取及び分析の日時並びに方法

<図 面>

- 土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の採取を行った地点を明示した図面
- 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法を明示した図面
- 指定区域の周辺の地図

◆ 汚染の除去等の措置

土壌は、水や大気と比べて移動性が低く、土壌中の有害物質も拡散・希釈されにくいいため、直ちに汚染土壌の浄化を図らなくても、汚染土壌から人への有害物質の暴露経路を遮断することなどでリスクを低減することが可能です。

土壌汚染状況調査の結果、指定基準を超える汚染が明らかとなった場合、都道府県等ははその土地を指定区域に指定し、人の健康被害のおそれがある場合には汚染原因者や土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置を命じます。

汚染の除去等の具体的な措置は、直接摂取によるリスクと地下水等の摂取によるリスクについて、それぞれ表3のようなものがあります。措置の命令は、汚染の状況、措置技術の適用可能性などを踏まえて、措置の1つを特定して出されます。

表3 汚染の除去等の措置

【直接摂取の防止の観点からの措置】

	通 常 の 土 地	盛土では支障がある土地
立 入 禁 止	●	●
舗 装	●	●
盛 土	◎	●
土 壌 入 換 え	○	◎
土 壌 汚 染 の 除 去	○	○

【凡例】

- ◎：原則として命ずる措置
- ：土地所有者等と汚染原因者の双方が希望した場合に命ずる措置
- ：土地所有者等が希望した場合に命ずる措置
- ×：技術的に適用不可能な措置

- (注) 1. 「盛土では支障がある土地」とは、住宅やマンション（1階部分が店舗等の住宅以外の用途であるものを除く。）で、盛土して50cmかさ上げされると日常生活に著しい支障が生ずる土地
2. 特別な場合（乳幼児の砂遊びに日常的に利用されている砂場や、遊園地等で土地の形質変更が頻繁に行われ盛土等の効果の確保に支障がある土地）については、土壌汚染の除去を命ずることとなる。

【地下水経由の摂取の防止の観点からの措置】

1. 地下水が未だ汚染されていない場合、原則として地下水の水質の測定を命ずる（土地所有者等と汚染原因者の双方が2の措置を希望した場合には、2の措置を命ずる。）。
2. 地下水が汚染されている場合には、以下の措置を命ずる。

	揮発性有機化合物（第1種）		重金属等（第2種）		農薬等（第3種）	
	第二溶出量基準適合	第二溶出量基準不適合	第二溶出量基準適合	第二溶出量基準不適合	第二溶出量基準適合	第二溶出量基準不適合
原位置不溶化・不溶化埋め戻し	×	×	●	×	×	×
原 位 置 封 じ 込 め	◎	×	◎	◎(※)	◎	×
遮 水 工 封 じ 込 め	○	×	○	○(※)	○	×
遮 断 工 封 じ 込 め	×	×	○	○	○	◎
土 壌 汚 染 の 除 去	○	◎	○	○	○	◎

(※) 汚染土壌を不溶化し、第二溶出量基準に適合させた上で行うことが必要。

(注) 「第二溶出量基準」とは、土壌溶出量基準の10～30倍に相当するものである。（土壌汚染対策法施行規則第24条及び同規則別表第4）

◆ 土地の形質変更の制限

実施済みの汚染の除去等の措置を壊したり、汚染土壌が不適正に他の場所へ搬出されたりすることにより新たな環境リスクが発生することを防ぐため、指定区域内で土地の形質変更をしようとする者は、都道府県等に届出をしなければなりません。都道府県等は、その施行方法が一定の基準に適合しない場合には、届出をした者に対して施行方法に関する計画の変更を命ずることができます。

4. 土壤汚染対策への支援

土壌は、植物や動物を育み、私たちが生活していく上で欠かすことのできない基盤です。将来世代に負の遺産を残さないよう、健全な土壌を確保するために社会全体で土壌汚染対策に取り組む必要があります。

土地所有者等が汚染の除去等の措置を命じられた場合、法に定められた基金により都道府県等を通じた一定の助成がなされます。基金の管理については指定支援法人である財団法人日本環境協会が行っています。指定支援法人では、その他土壌汚染対策に関する助言、普及啓発等のリスクコミュニケーション業務も行っています。

また、土壌汚染の除去等の措置には多くの費用を要する場合があることから、税制上の優遇措置や政府系金融機関による低利融資制度が設けられているほか、日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）では土壌・地下水汚染の浄化対策を対象とした環境浄化機材貸付業務を行っています。地方公共団体によっては、調査・浄化のための機器・装置の貸し出しや低利融資制度等があります。

<支援措置の概要>

① 基金の造成

国からの補助及び産業界等からの出えんにより基金を造成し、汚染原因者が不明・不存在の場合の汚染の除去等の措置への助成やリスクコミュニケーション等を行うことになっています。

なお、この産業界等からの出えんとして土壌汚染対策に関わる事業者からの出えんの他、広く一般の方からの寄附も受け付けています。

② 税制優遇措置

土壌・地下水浄化施設に係る固定資産税の課税標準の特例、特別土地保有税の非課税が措置されています。

③ 低利融資（利子助成）

日本政策投資銀行等の政府系金融機関では、土壌汚染防止のための措置に対する低利融資を行っています。

また、財団法人日本環境協会では「環境修復・創造支援基金」を設置し、上記の融資に対し利子助成を行っています。

④ 環境浄化機材貸付

日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）では、揮発性有機化合物による土壌・地下水汚染の浄化対策を実施する者に対して、浄化機材の貸付を行っています。

（平成16年4月現在）

<指定調査機関及び指定支援法人>

指定調査機関（一覧）

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/water/index.html>

指定支援法人

財団法人 日本環境協会

住所 東京都港区麻布台1-11-9 プライム神谷町ビル2階

TEL 03-5114-1251（代表）

FAX 03-5114-1250

<http://www.jeas.or.jp>

土壌汚染対策基金（寄附口座）

みずほ銀行 新橋支店 普通預金 8318855

財団法人日本環境協会 土壌対策基金 企業等拠出口

ザイ）ニホンカンキョウキョウカイ ドジョウタイサクキキン、キギョウトウキョシュツクテ

取扱指針の流れ

(参考)

